

通所リハビリテーション

利用料金

(1) 利用料及び利用者負担金

ア 通所リハビリテーション利用料(1日あたり)

サービス提供時間	5時間～6時間			
	利用料金	1割負担	2割負担	3割負担
要介護度1	6,180円	618円	1,236円	1,854円
要介護度2	7,330円	733円	1,466円	2,199円
要介護度3	8,460円	846円	1,692円	2,538円
要介護度4	9,800円	980円	1,960円	2,940円
要介護度5	11,120円	1,112円	2,224円	3,336円

サービス提供時間	6時間～7時間			
	利用料金	1割負担	2割負担	3割負担
要介護度1	7,100円	710円	1,420円	2,130円
要介護度2	8,440円	844円	1,688円	2,532円
要介護度3	9,740円	974円	1,948円	2,922円
要介護度4	11,290円	1,129円	2,258円	3,387円
要介護度5	12,810円	1,281円	2,562円	3,843円

※ 送迎時に実施した電気の消灯・点灯、着替え、ベッドへの移乗、窓の施錠等については、サービス提供時間に含まれる場合があります。

イ 付加サービスの利用料(1日あたり) ※該当する場合

項目	1割	2割	3割	備考
リハビリテーション提供体制加算	12円 16円 20円 24円	24円 32円 40円 48円	36円 48円 60円 72円	リハビリテーション専門職の配置が基準以上の場合 (上段から) 3時間以上4時間未満 4時間以上5時間未満 5時間以上6時間未満 6時間以上7時間未満
入浴介助加算(Ⅰ)	40円	80円	120円	入浴した場合
入浴介助加算(Ⅱ)	60円	120円	180円	職員が自宅を訪問し、個別の入浴計画書を作成したうえで入浴した場合

リハビリテーション マネジメント加算（A）イ （※1月あたり）	560円 240円	1,120円 480円	1,680円 720円	個別のリハビリテーション実施計画に基づきリハビリを実施。リハビリテーション会議を開催し、理学療法士等がご利用者様へ説明した場合 （上段：開始月から6月以内、下段：開始月から6月超）
リハビリテーション マネジメント加算（A）ロ （※1月あたり）	593円 273円	1,186円 546円	1,779円 819円	上記に加え、国へ情報を提出した場合 （上段：開始月から6月以内、下段：開始月から6月超）
短期集中個別 リハビリテーション 実施加算	110円	220円	330円	退院（所）日又は認定日から起算して3月以内の対象者について加算
若年性認知症利用者利用者 受入加算	60円	120円	180円	個別に担当職員を定めた上で、担当職員を中心にサービスを行った場合
栄養アセスメント加算	50円	100円	150円	栄養アセスメントを実施し、相談等に必要に応じて対応を行う。また、情報を提出した場合
栄養改善加算	200円	400円	600円	低栄養状態にある対象者に対し、栄養改善サービスを行った場合 3月以内月、2回限度
口腔・栄養スクリーニング 加算（Ⅰ）※6月ごと	20円	40円	60円	事業所従業員が口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、情報を介護支援専門員へ提供した場合
口腔・栄養スクリーニング 加算（Ⅱ）※6月ごと	5円	10円	15円	口腔の健康状態と利用状態のいずれかの確認を行い、情報を介護支援専門員へ提供した場合
重度療養管理加算	100円	200円	300円	計画的な医学管理を行った場合対象者について加算
中重度者ケア体制加算	20円	40円	60円	要介護3以上の利用者の占める割合が基準以上の場合
科学的介護推進体制加算 （※1月あたり）	40円	80円	120円	利用者ごとの心身の状況等に係る基本的な情報を提出した場合
送迎減算	▲47円	▲94円	▲141円	事業所が送迎を行なわなかった場合（片道につき）
サービス提供体制強化加算 （Ⅰ）	22円	44円	66円	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合を70%以上又は、勤続10年以上介護福祉士25%以上配置した場合

- ※ 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年9月末まで基本報酬に0.1%上乘せする
- ※ 感染症又は災害発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応として所定単位数の3.0%を加算する

(2) その他の料金

内容	利用料金
食費（1食あたり）	500円
紙オムツ（持参時の場合は除く）	132円～253円（税込）
尿とりパッド（持参時の場合は除く）	33円～88円（税込）
日用品（1日あたり）	100円



- ※ 「紙オムツ・尿とりパッド」「日用品」については、別紙の各同意書に明細を記載しております。
- ※ 令和3年8月より食費が550円に変更予定です。

◆その他

特別行事に係る費用は自己負担となります。教育娯楽費等必要に応じて頂く事があります。

- 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は一旦利用料金をいただき、サービス提供証明書を発行いたします。
- サービス提供証明書を後日市町村の介護保険担当窓口へ提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。
- 契約書第6条に基づくサービス提供の記録の複写は1枚22円（税込）です。

令和3年4月1日現在